

報告第10号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第 1 1 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

報告第12号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第13号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第14号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第15号

町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

専 決 処 分 書

町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月23日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

- 1 工 事 名 町道白北線交通安全施設整備その2工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字北郡山、白沢地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字南矢幅第6地割606番地
株式会社水本
代表取締役 水 本 慶

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	73,224,000円	75,393,720円

報告第16号

平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高橋昌造

平成29年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	特用林産施設等体制整備事業	18,045,000	18,045,000			18,045,000			
		農地耕作条件改善事業	127,222,000	65,697,000			58,160,000		7,537,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	交通安全施設整備事業	152,749,000	61,510,000		30,711,000		22,600,000		8,199,000
		矢巾スマートIC本体整備事業	109,200,000	40,308,000		19,985,000		14,700,000		5,623,000
		矢巾スマートIC関連道路整備事業	706,531,000	468,820,000		252,110,000		183,300,000		33,410,000
		岩手医科大学関連道路整備事業	249,400,000	225,330,000		83,904,000		61,700,000		79,726,000
		橋梁長寿命化事業	79,360,000	64,644,000		35,123,000		25,800,000		3,721,000
	3 河川費	河川改良事業	10,260,000	7,760,000						7,760,000
	4 都市計画費	都市計画総務事業	3,690,000	3,542,000						3,542,000
10 教育費	2 小学校費	小学校維持補修事業	123,896,000	116,154,000		28,937,000		43,200,000		44,017,000
	3 中学校費	中学校維持補修事業	28,765,000	28,765,000		4,903,000		7,300,000		16,562,000
合 計			1,609,118,000	1,100,575,000		455,673,000	76,205,000	358,600,000	7,537,000	202,560,000

報告第17号

平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高橋昌造

平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業繰越明許費繰越計算書

道路都市課

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 土地区画整 理事業費	1 土地区画整理事業費	矢幅駅前地区事業	41,040,000	8,900,000						8,900,000
合 計			41,040,000	8,900,000						8,900,000

報告第18号

平成29年度矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

平成29年度矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高橋昌造

平成29年度 矢巾町水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支払義務発生額	残 額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額		
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	建設改良費	新配水場建設事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
					1,646,150,000	732,550,000	0	732,550,000	582,428,000	150,122,000	150,122,000	0	0	150,122,000	0

報告第19号

平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高橋昌造

平成29年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他会計負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1	1		円	円	円	円	円	円	円	円	円	繰越の理由、 下記のとおり
公共下水道 資本的支出	建設改良費	管渠建設改良	136,396,000	124,396,000	12,000,000	0	7,800,000	0	4,200,000	0	0	

繰越の理由

矢巾スマートインター関連町道堤川目線田尻橋梁架替工事に伴う圧送管添架の施行時期の調整及び適正な施行期間を確保する必要があるため。

議案第58号

矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の変更について

平成29年11月17日に議会の議決を経た、矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字煙山地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字西徳田第6地割177番地
株式会社佐々木組
代表取締役社長 佐々木 和 久

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	53,568,000円	61,206,840円

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第59号

和解に関し議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解することに関して、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
名称 東京電力ホールディングス株式会社

2 和解の内容

- (1) 相手方は、町に対し、賠償金として金61,800円の支払義務を負う。
- (2) 相手方は、(1)の金員を町に対し、本和解成立後14日以内に支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、町は、相手方に対して別途請求しない。
- (5) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

3 事案の概要

平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社福島原子力発電所事故による放射性物質の影響対策に要した費用についての損害賠償請求のうち、相手方が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

平成30年6月5日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第60号

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾
町条例第11号）の一部を次のように改正する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに<u>第16条</u>において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>第7条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、<u>家庭的保育事業者等</u>による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに<u>第16条第1項</u>において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、<u>次条第1項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに<u>附則第3条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び<u>家庭的保育事業者等</u>による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p><u>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲</u></p>

[新設]

(食事の提供の特例)

第16条 [略]

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) [略]

[新設]

げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 [略]

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) [略]

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。))の規定は、適用しないことができる。

[新設]

適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。))の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。))が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る

。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年 6月 5日提出

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員) 第10条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) 〔略〕 〔新設〕 4・5 〔略〕</p>	<p>(職員) 第10条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) 〔略〕 (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</u> 4・5 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

町道中央1号線道路改良その2工事請負契約の締結について

町道中央1号線道路改良その2工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 町道中央1号線道路改良その2工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 矢巾町大字藤沢地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札による工事請負契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 226,800,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字南矢幅第6地割606番地
(株)水本・小笠原重機(有)特定共同企業体
代表者 株式会社水本
代表取締役 水 本 慶 |

平成30年 6月14日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造